

国 不 土 第 8 4 号
国 不 動 指 第 1 4 8 号
令和 8 年 1 0 月 1 3 日

公益社団法人 全日本不動産協会 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課長
不動産業課長
(公 印 省 略)

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

貴会におかれましては、平素より土地関係施策の円滑な執行にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）第 2 3 条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は契約締結後 2 週間以内に、市町村の長を経由して都道府県知事又は指定都市の長に対し、利用目的や取引価格等を届け出なければならないこととされています。

本事後届出制は、適正かつ合理的な土地利用の確保等を図るために必要な制度ですが、一部の宅地建物取引業者において、届出が必要な土地取引について届出が行われていない事例が見受けられるなど、本制度の趣旨が必ずしも十分に浸透していない状況が見られます。

このような無届取引等により国土利用計画法第 4 7 条の罰則規定が適用された場合には、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 6 5 条第 1 項第 3 号又は第 3 項に基づく指示、並びに同条第 2 項第 1 号の 2 又は第 4 項第 1 号に基づく業務停止命令の対象となる可能性があります。

また、令和 8 年 8 月 7 日に公表された「土地の取得・利用等の在り方に関する有識者会議」提言においても、無届事案について情報を把握し、利用目的等の確認や指導監督を行うなど、対応を強化すべきとされているところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、貴団体加盟業者に対して、業務に際しての法令遵守及び事後届出制の周知について、一層の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

あわせて、本制度は、宅地建物取引業法第 3 5 条第 1 項第 2 号に規定するその他の法令に基づく制限として、宅地建物取引業者が自ら土地を売却する場合の売主業者として、又は土地取

引の媒介を行う場合の媒介業者として説明が義務付けられている重要事項に該当することについて、周知徹底いただきますようお願いします。

なお、先日、ポスター及びリーフレットを送付させていただいたところですが、国土交通省ホームページからもダウンロード可能ですので、ご活用いただけますと幸いです。

○ホームページ URL

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html